

2009年10月26日

日本 NCP 御中

100-8919

東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

外務省経済局

OECD 経済協力開発機構室

室長 曾根 健孝殿

写) : OECD-TUAC (労働組合諮問委員会)

OECD-Investment Committee(投資委員会)

ITUC(国際労働組合総連合)

ILO(国際労働機関)

IMF(国際金融基金)

日本労働組合総連合会

要請者 :

ED G. CUBELO

President – Toyota Motor Philippines
Corporation Workers' Association
(TMPCWA)

共同代表 : 山際 正道

フィリピントヨタ労組を支援する会

初期評価即時開始要請の件

2004年の申立以来長期にわたり据え置かれたままにされてきた我々の事件に関して、貴OECD日本NCPではようやく初期評価を開始する意向である旨、最近伝え聞きました。

この間現地フィリピンでは、被解雇者は塗炭の生活苦に悩まされ、TMPCWA 組合員は工場の内外で、フィリピン政府、裁判所、フィリピントヨタ社経営陣から数々の組合潰し、嫌がらせ、虐め攻撃にさらされてきました。このような攻撃を止めさせ争議の解決を図るためには、貴日本NCPがタイムリーに適切なアクションを取られることが大いに期待されます。逆に、あまりにも遅延したアクションには、大いに失望を禁じ得ず、貴日本NCPにとっても信用を失墜することになりましょう。

貴日本NCPにおかれては最早これ以上一刻の停滞もすることなく、直ちに初期評価を開始し、且つこれを促進して一日も早くその結論を我々に示して頂けるよう要請する次第です。

初期評価の対象範囲には、言うまでもなく、当初申立の趣旨通り、団交問題は当然のこと、大量解雇問題についても入れて頂かなくてはなりません。そうでなければ我々の申立の趣旨は全く無意味なものになってしまいます。万が一にも申立の趣旨に相反するような取扱がなされることのないよう、我々の立場を改めて申し上げると共に、これを十分斟酌の上で初期評価を進められるよう、要請するものです。また、貴日本NCPがそのように取り扱われることが、OECD多国籍企業ガイドラインの趣旨に適い、その要請を満たすことになるものと確信します。

このことに関して、既にご承知のことと思いますが、若干の関連情報を挙げて補足説明を致します。

ILOの公開情報で明らかにされている通り、ILO結社の自由委員会ではフィリピン最高裁が解雇有効の判決を下したにも拘らず、被解雇者を原職復帰させることをフィリピン政府に勧告する立場を堅持しています。

さらにILO結社の自由委員会は、TMPCWAが当初申立てた違法大量解雇と団交権否認に加えてその後延々と繰り返されるフィリピン政府とフィリピントヨタ社経営陣とによる組合潰し、嫌がらせ、虐めを新たな事件として立件して、フィリピン政府に答弁書の提出を迫っているところです。

去る9月には、ILOの高位使節団によるフィリピン訪問が実現しました。ご案内のようにこれは、ILOがフィリピン国内に横行する超法規的殺人を憂慮し、同国政府が結社の自由・労働組合権・市民的自由を尊重することによって、同国が加盟しているILO87号条約の国内適用を国際労働基準に適合したものにする目的をもって、同国に使節団の派遣を申し入れ、今年に入ってアロヨ政権が受け入れを決定して実現したものです。

同使節団のフィリピン訪問には、ILO結社の自由委員会への申立事件の中でも長期間未解決状態にある事件に関する調査も目的に含まれ、その筆頭にフィリピントヨタの2つの事件（事件番号No. 2252 および 2652）が挙げられ、同社に対する工場訪問と経営陣に対する聴き取り調査が行われたのは、注目に値します。この点に関し、ILOの高位使節団への負託条件書の写を即座の参考資料として添付しますからご参照下さい。

このようなILOの即断即決即行の姿勢には、フィリピン労働者の大きな注目と期待が寄せられています。我々TMPCWAとフィリピントヨタ労組を支援する会も、使節団がどのような結論を発表するか、固唾を呑んで見守っております。

他方、この使節団を迎え入れたフィリピン政府にも大きな変化が見られます。例えば、労働雇用省のホームページ

<http://www.dole.gov.ph/bwc/news/printable.asp?id=N000002378>

が明らかにしているところによれば、同省のロック長官は、「長期化している事件に対しては他の省庁およびステークホルダーとの協力のもとに実際的な措置と従来の形にとらわれない斬新な解決方法を模索する (The DOLE ... will also explore practical measures and out-of-the-box solutions to long-standing cases in collaboration with other agencies and stakeholders.)」と言い切っています。我々はこの発言に大いに意を強くし、同長官がどのような解決策を打ち出してくれるか、大いに注目し期待しているところです。なぜならば、長期化している事件とは少なくとも我々の申立事件を含むことは明らかであり、あらゆる要素を考慮に入れると、「従来の形にとらわれない斬新な解決方法」とは、解雇撤回・原職復帰を暗示するとしか解釈出来ないからです。

最後に、しかしながら、事柄の性質上すなわちフィリピントヨタ社の置かれている条件にかんがみ、フィリピン国内での問題解決の追求には自ずと限界があります。それゆえにこそ、我々が日本において日本のトヨタ自動車株式会社を関与させての問題解決の要請を貴日本NCPに提起している所以です。

以上、関連情報を含めての意とするところを縷々申し述べましたが、どうか上記のようなILOを中心に進展している状況をもご斟酌のうえ、我々の真意が国際労働基準に照らしてなんら無理押しやごね得を狙ったものではないことをお汲み取り頂き、一日も早く即時に初期評価に着手して下さいよう重ねて要請致します。

以上

添付書類： ILOの高位使節団への負託条件書の写

連絡先：

フィリピントヨタ労組を支援する会

担当 小嶋 武志

横須賀市追浜東町 3-63 ハイツ追浜 901

Tel/Fax 046-866-4930